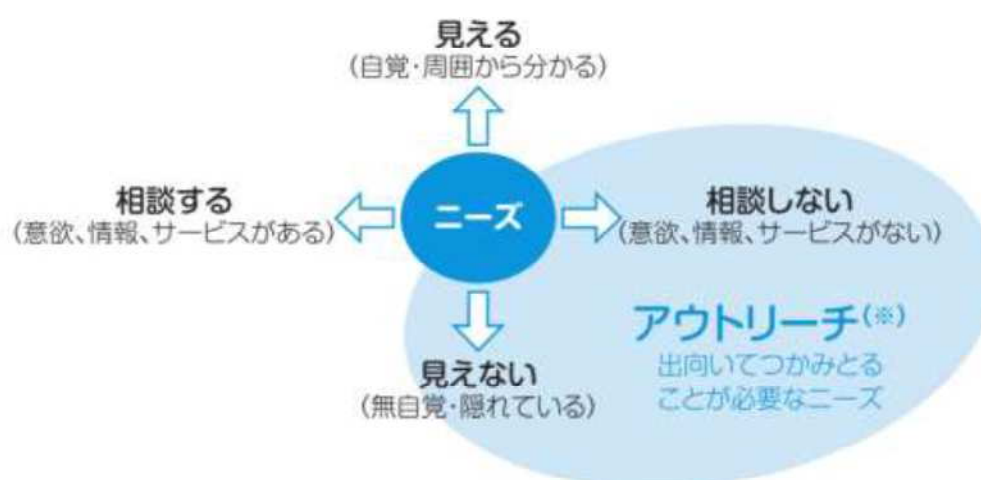


社会資源を利用しながら自らの課題を解決することができる土壌ができつつある一方、情報が届かないあるいは理解が難しい状態に置かれていたり、孤立や孤独、自信や意欲の低下から、声を上げることなくサービスや制度の狭間に埋もれ適切な支援につながらないケースが少なくありません。さらに、本人ですら自身の持つニーズに気が付かないこともあります。ニーズは本人からの相談という形で表されるものだけとは限りません。訪問や声掛け、調査、居場所づくり等の活動を通して、住民とコミュニケーションを取る中で信頼関係を結び合い、その生活実態を把握しながら住民のニーズをつかむこと（アウトリーチ）が、個別支援活動の出発点です。



(※) アウトリーチ

手を差し伸べる支援。支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、訪問などの働き掛けを通じて支援の実現を目指すこと。

3 伝える力 ～ニーズを的確につたえる

住民の持つニーズに気が付いた場合、適切な支援につなげるためには、関係者へその内容（ニーズ）を具体的に説明する必要があります。地域で利用できるサービスを把握し、その窓口担当者の氏名や連絡先を整理し、日頃から顔見知りになっておくといでしょう。

また、ニーズを関係機関へ伝える際は、本人に了解を得ながら、真に必要な情報に限定して伝えることが重要です。但し、生命・財産等の危険がある場合は、本人同意が得られない場合でも、情報の提供が可能です。

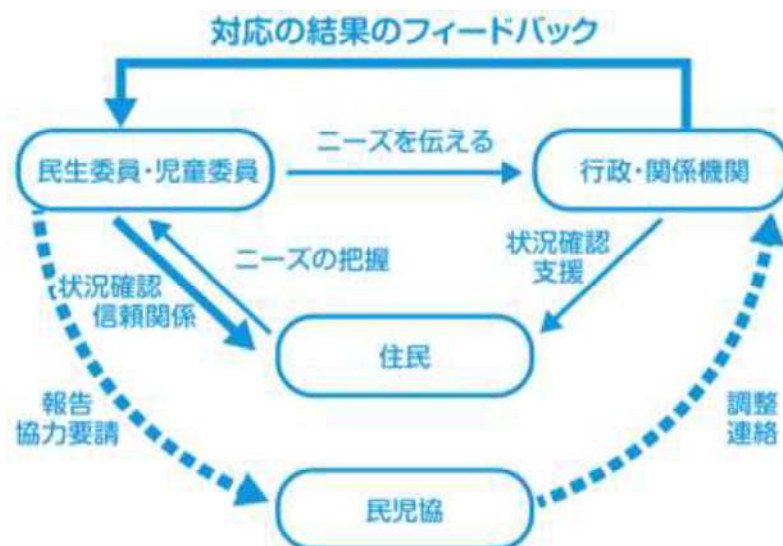
個人情報の取り扱いと守秘義務を常に意識しながら、適切に情報を共有・活用し、支援を展開しましょう。

4 つなげる力 ～適切な支援へつなげる

ニーズに合った支援につなぐことができれば、地域で自立した生活を送るための準備が進んだと言えます。しかし、支援のニーズを行政や関係機関へ一方的に伝えただけでは、実際の支援につながらない場合もあります。必要な支援へしっかりつながったか、過不足はないか等、適宜確認することが重要です。双方向に情報が行き交う連携体制をつくっていきましょう。

また、要支援者本人やその家族などの当事者がサービス利用に関して拒否的である場合、まずは信頼関係の構築に努めるとともに、当事者自身がニーズと向き合い、それを前向きに解決していく意欲を育むような、粘り強い働き掛けが求められます。

さらには、既存のサービスでは対応できず、つなぐ先がない場合もあります。ケースを一人で抱え込まず、近隣委員と協力して対応するとともに、民児協の組織力を活用しながら関係機関や団体と調整を図りましょう。

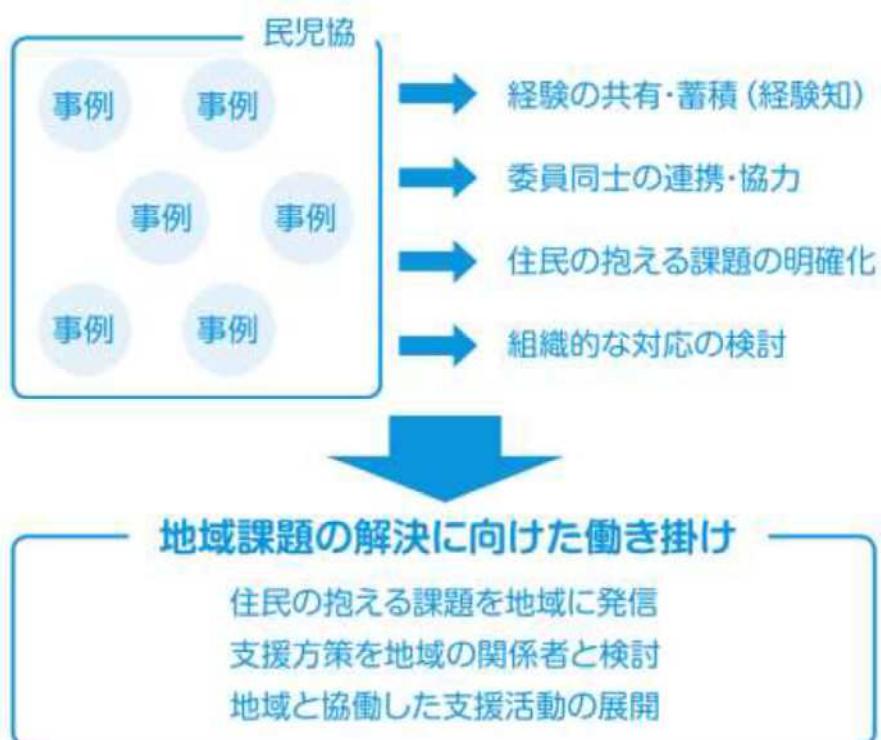


5 培う力 ～当事者や地域の力をつちかう

個別支援は、サービスにつなげて終了するものではありません。本人や家族の意欲を引き出し、その能力と強みを活かしながら、自己決定と自立を支えることが本質です。その傍らに寄り添い、近隣住民、地域社会との接点を持ち続けるように関わることは、地域の身近な支援者である民生委員・児童委員だからこそできる活動です。

さらに、一人ひとりの住民に寄り添うことでつかんだニーズと地道な支援の実践は、地域課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを地域社会に喚起する貴重な経験知（実際の経験を通じて得られる情報・知識）です。

事例検討等の機会を通じ民児協としての経験を蓄積しながら、地域のあらゆる主体と連帯し、それぞれができる範囲で個への支援を担い合うような地域力を培いましょう。



2

班体制の確立（チームで動く）

近隣の委員同士がチームとなり、
地域と向き合いながら、課題解決につなげます

民児協には、経験年数や性別の違いをはじめ仕事や介護など、さまざまな事情を抱えた委員が所属しています。活動の多様化、複雑化等により各委員の負担感が高まる中、その解消に向け**委員同士の支え合いを仕組み**として捉え直すのが、班の考え方です。

班体制は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、小地域の課題を共有しながら活動するものです。自助と共助の間を結ぶ「近助」として、委員同士と民児協、そして地域をつなぐ接着剤の機能を発揮していきましょう。

自助	自分のことは自分で	=	委員個人としての活動
近助	ご近所同士で	=	班としての活動
共助	地域で	=	民児協としての活動
公助	国・自治体で	=	行政等への協力活動

1 意義 ～地域住民の利便性・ 安心感・支援の質の向上

住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もいます。また支援が必要ときに、担当地区の委員が不在ということもあります。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が高まる上、支えてくれる人が複数いるという安心感にもつながることでしょう。

各々の経験を班で共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支援の質の向上も図られます。



2 班編成 ～日常的な生活圏を意識した班編成

道路や地形、住宅特性、町会・自治会や学校、地域包括支援センター等の圏域に配慮しつつ、近隣の委員同士4～6人の班を組みます。男女のバランスや経験差、担当世帯数等に配慮した班編成が望ましいでしょう。

班の領域と担当者を地図に落とし込み、住民や関係機関に提示できると説明しやすく見た目にも分かりやすくなります。また班内に班長を置くことで、班活動が活性化され、民児協での調整が円滑になります。

3 班活動 ～情報交換や小地域福祉活動の核へ

まずは、班のメンバー間で日頃の活動や疑問、小地域における福祉課題に関する「情報交換」「話し合い」を行うことから始めましょう。

さらに活動のノウハウの授受、事例検討、地域資源の調査といった「相互学習」に取り組むことで、実際の「ケースの協働」や住民の生活圏をベースとした「小地域福祉活動」「ネットワーク」へと発展させていくことも可能です。



4 班活動の効果 ～委員活動と民児協の活性化

こうした班活動は、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動です。例えば新任委員が先輩委員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の視点が民児協に根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もあります。

班や班内の仲間を意識することで各委員の意欲と自覚を高め、班同士の相互作用や相乗効果により、委員活動の活性化が図られるとともに班長としての役割を通して民児協の次期リーダーを育むことにもつながるでしょう。

3

民児協組織の強化（組織を活かす）

期待と信頼に応えるために運営力を磨き、 地域とともに成長できる組織を目指します

民児協の豊かな人材を活かした活力ある組織運営を実現するためには、各委員の活動状況の把握と業務の整理を行うとともに、組織として取り組むべき事業を明確にし、関係各所との連携・調整を図っていくことが重要です。

近年、自主的・自律的な運営を行う仕組みとしての「ガバナンス^(※)」という考え方が注目されています。民児協が**地域福祉推進の要**となる組織として内外から信頼感を得られ、存在感を示せるような取り組みを進めていきましょう。

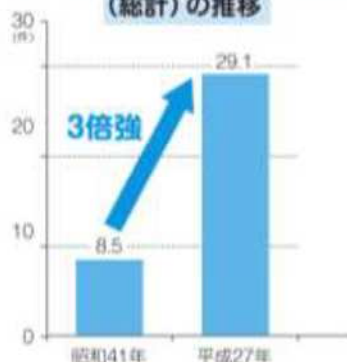
(※) ガバナンス

集団が自らを決まりごとや約束ごと等で律し、目標達成に向け相互に協力して合意形成を行いながら、円滑な運営を図ること。

1 一人ひとりの委員活動の把握と整理

各委員の担当区域を定め、業務分担を調整し、過重な負担や大きな偏りが生じるような場合に標準化を図ることは、民児協にしかできない任務です。委員間の「ホウレンソウ（報告・連絡・相談）」を徹底し、組織として各委員の活動を把握し、業務の整理を行いましょう。

一人あたりの月平均活動件数
(総計)の推移



「東京都民生委員・児童委員活動実績」
より

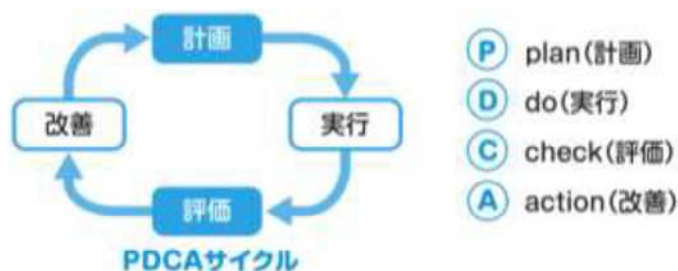
委員一人あたりの担当世帯数	
都内平均(平成25年一斉改選時)	
619世帯	
国の参酌基準	東京都区部、指定都市
	220～440世帯
	中核市、人口10万以上の市
	170～360世帯
人口10万未満の市	
120～280世帯	
町村郡部	
70～200世帯	

「民生委員・児童委員関係通知類集(第11集)」
より

2 活動の見える化 ～事業の計画と評価

会則や事業計画・報告、予算・決算を作成することは組織運営の基本です。組織の活動方針や取り組む事業を明確にしておくことで、対外的な信頼性も高まります。

慣例を踏襲するだけでなく、これらの書類の作成を通じて各民児協の取り組みを振り返り、各委員の意見を聞きながら、組織としての計画と評価を絶えず行っていくことは、構成員である委員の活動への理解と参加意欲を育むことにもつながります。



3 協議会の活用と関係各所との連携・調整

せっかくの定例会が説明や報告、伝達だけの一方通行になっていませんか。組織の活性化を目指し、委員同士が積極的に事例検討や情報交換を行い活発に話し合える時間を確保した協議中心の会合へと転換することが大切です。そのためには、定例会の内容を精査し、一人ひとりの活動と民児協として取り組む事業のバランスを見るとともに、関係各所からの依頼・要請事項については必要に応じて調整を図るなど、組織として対等な連携関係を築いていくことが求められます。

定例会の課題

配布資料が多い(64.1%)

報告、依頼・連絡事項が多い(54.5%)

委員同士の話し合いが少ない(26.8%)

平成26年度 受託研修アンケート結果より

4 人材活用と組織の活性化

時代の変化や地域の実情に応じた活動を着実に遂行するためには、目的に応じた部会や委員会を柔軟に設置し、その中で各委員が主体的に役割を果たすことが大切です。こうした組織活動を通じて、次期リーダーの育成まで見据えることは、事業の継続性、連続性を考える上で欠かせません。同時に、各委員が抱える家庭事情や生活状況等に配慮しながら、参加しやすい活動形態を工夫することも大事な視点です。一人ひとりの委員が生き生きと民児協活動に参画し、個別支援や地域実践の向上につなげられる組織づくりを進めましょう。

リーダー（LEADER）に必要な能力

L isten	傾聴能力（相手の立場に立って聴ける）
E xplain	説得能力（相手がわかる言葉で説得できる）
A ssist	共感能力（相手の身になって支援できる）
D iscuss	討議能力（納得し合えるまで十分に話し合える）
E valuate	評価能力（的確に評価できる）
R espond	遂行能力（期待されたことに応えられる）

「単位民児協運営の手引き」（全民児連）より

4

児童委員活動の充実（子どもを育む）

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、 子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開します

平成29年は、児童福祉法が制定され、その中で児童委員が設置されてからも70周年の節目を迎えます。また、平成6年に主任児童委員が設置されてから、20年以上が経過しており、この機会に児童委員・主任児童委員としての実践や連携の現状、活動のあり方を振り返りましょう。

併せて、**児童委員協議会としての機能**を確認し合い、その活動の充実を図るとともに、時代の変化に対応したネットワークの確立を目指しましょう。

1 児童委員としての意識の再確認と確かな実践

全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子どもを取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。地域で日常生活を見ることができる区域担当児童委員の存在は、支援の大きな力になります。児童委員としての使命を意識し、見守りや行事参加を通じて地域の親子と顔見知りになることから始め、子ども自身の声に耳を傾け、地域で成長を喜び合う関係づくりを進めましょう。



2 主任児童委員の役割や連携のあり方の整理

区域担当児童委員との連携のもと地域のニーズに応じた実践を重ねる地区がある一方、役割分担が上手くいかず、効果的な支援につながっていない地区も見受けられます。児童委員と主任児童委員の役割や連携のあり方をいま一度点検し、相互に確認し合ひましょう。

3 児童委員協議会としての機能

民生委員協議会は、児童委員協議会でもあります。定例会において児童関連の話題を必ず盛り込むなどし、子どもや子育て家庭をめぐる課題を共有することで児童委員としての自覚を高めましょう。また、児童福祉施策の充実に向けては、協議会として積極的な意見具申を行うことを考えてもよいでしょう。



4 時代の変化に対応したネットワークの再検討

「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会（四者協）」が始まって間もなく40年になります。四者協は、児童をめぐる各機関相互の連携を図るための公的協議体がなかった時代に、都の児童相談所と立ち上げた「二者協」がその始まりです。東京独自の取り組みとして、その後、学校や子ども家庭支援センター等も加わり、情報共有と協働の糸口としての役割を果たしてきました。

近年では校区ごとに実施したり教職員研修の一環に位置付けたりするなど、取り組みを拡充させている地域がある一方、学校訪問や要保護児童対策地域協議会等とのすみ分けに悩む地域も見られます。保育所・幼稚園、PTA、健全育成団体などの参画も含め、地域の状況に応じた運営、ネットワークの構築を再検討してみましょう。

<四者協の歩み>

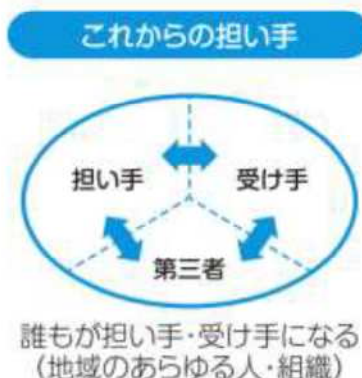
昭和55年	「児童委員と児童相談所の連絡協議会（二者協）」
昭和56年	教育委員会が参加し、三者になる
昭和62年	地区（区市町村）単位で実施
平成 6年	「児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（三者協）」に名称変更
平成10・12年	小規模化の実施・強化
平成17年	参加者の緩和について明記
平成20年	構成員として、子ども家庭支援センターを位置付け 要保護児童対策地域協議会と併行開催可
平成22年	「子ども家庭支援センター」を正式名称に追加（四者協）

5

協働による地域福祉活動（地域をむすぶ）

関係機関や団体とのさらなる連携のもと、 住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます

地域福祉の担い手の確保が難しくなる中、地域のあらゆる機関と実働性の高い連携体制を構築し、委員活動の理解者を広げ、住民や地域関係者を巻き込んだ地域ぐるみの活動を展開していくことが求められています。これまで福祉の受け手とされてきた人々や福祉とは関わりがないと考えられてきた地域の事業者、団体、学校・大学などを含め、**地域の多様な主体が協働して「新しい支え合い」を生み出していきましょう。**

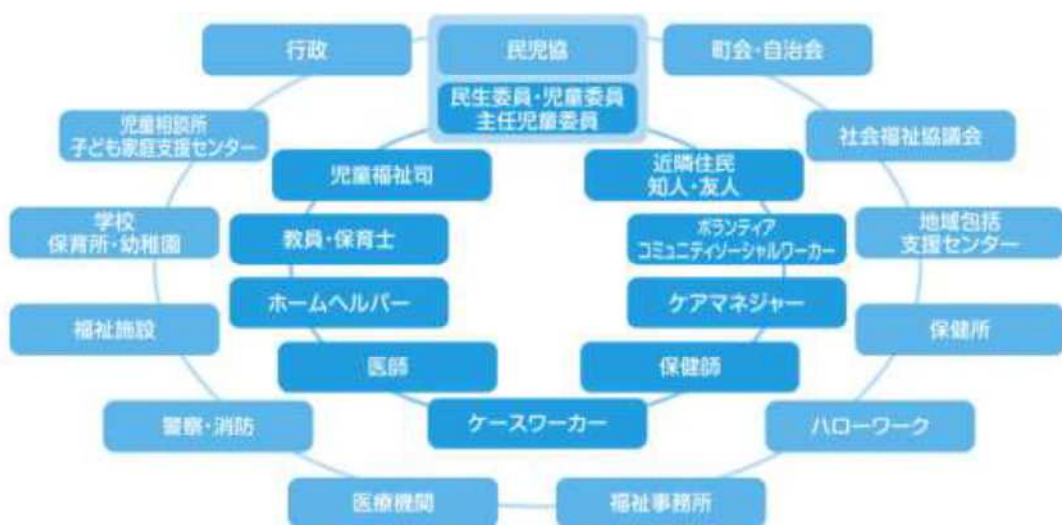


1 協働のルール

地域には、さまざまな団体や機関があります。互いの活動や一緒に取り組む目的を確認し合うことが協働の第一歩です。また協働を進めるためには、必要な情報を共有・活用し、具体的な役割分担を明確にしていくことが欠かせません。特に、個人情報を取り扱う場合は、ネットワークの構成員に守秘義務をかけたり、取り扱いのルールを定めるなどして適切な管理を行いましょう。

2 実働性の高いネットワークの構築

民児協が各団体との連携の窓口となり、顔の見えるつながりを形成していくことは、協働を育む大事な要素です。民児協を代表して参加する他機関・他団体の各種会議や委員会は、こうしたつながりを作る絶好の機会です。近年では、こうしたネットワークが区市町村、支所、町会・自治会段階などで、重層的に設置されるようになっていきます。これらが縦横に、有機的に連動し合っこそ、地域課題を吸い上げ解決に結び付けることができます。なお、小地域の課題に対応する地区社会福祉協議会等の組織が当該地域にない場合、民児協から各方面に対し、それらの構築に向けた働き掛けを行うことも考えられます。



3 支え合い活動の拡充

ネットワークで培った人脈は大きな力です。他の機関や組織の力を借りることで、困難と思われていた課題が解決につながったり、現在の活動が進展したりする可能性を持っています。これまでのように委員自らが支え合い活動を直接担うだけでなく、地域福祉の推進役として、支え合い活動を地域住民に担ってもらうための人材育成にも目を向けましょう。また、そうした協働の中から次期民生委員・児童委員として相応しい人材を発掘していくことも意識化していきましょう。



4 関係機関・団体、住民への周知

協働を円滑に進めるためには、民生委員・児童委員の存在と役割を地域に正しく理解してもらうことが必要です。広くあまねく知らせるだけでなく、関係諸機関・団体のキーパーソンとなる関係者を軸に活動を伝える取り組みを展開することや、若い世代の理解者を増やすためにインターネットを活用することも一つの方法です。さまざまな機会や媒体を通じて、周知対象を意識した広報活動を展開し、地域の理解者、協力者を広げていきましょう。

